



監査結果に対する措置の公表について

平成 3 0 年度指定管理者監査の結果報告に対して講じた措置として、平成 3 1 年 3 月 2 6 日付（3 0 東経行発第 2 6 号）で、東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により公表いたします。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日

東村山市監査委員	赤	木	盛	一
東村山市監査委員	飯	田	武	夫
東村山市監査委員	熊	木	敏	己

写

30東経行発第26号

平成31年3月26日

東村山市監査委員 赤 木 盛 一 様

東村山市監査委員 飯 田 武 夫 様

東村山市監査委員 熊 木 敏 己 様

東村山市長 渡 部 尚

平成30年度指定管理者監査の結果に基づき講じた措置（通知）

平成30年12月3日付30東監発第38号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 措置内容

別紙のとおり

以 上

年 度	監査の種別
平成 30 年度	<input type="checkbox"/> 定期監査（第 回） <input type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
健康福祉部 健康増進課	1-1 基本協定第 20 条で規定されている「本業務に関する情報公開規程等」が提出されていなかった。基本協定締結後 1 年以内に作成することと規定しているため、早急に市に提出するよう指導されたい。	1-1 東村山市市民ステーション『サンパルネ』の管理に関する基本協定書に基づき、情報公開規定について東京ドームグループに指導し、平成 30 年 11 月 30 日付で「東村山駅西口公益施設東京ドームグループ情報公開規程」を受理した。